

政治活動用事務所の立札及び看板の類の掲示に関する規制

(注意事項)

公職の候補者等と後援団体の政治活動用の事務所の立札及び看板の類の掲示に関しては、選挙目当てのものにならないように規制が加えられ、次に掲げるもの以外は掲示することができません。(公職選挙法第143条第16項及び第17項)

1. 掲示場所

候補者等又は後援団体が政治活動のために使用する事務所ごとにその場所において掲示することができます。

※ 事務所から離れた場所や事務所の実体のない場所に掲示することはできません。

2. 大きさ

縦150cm、横40cm以内

※1 立札には、通常「足」がついていますが、この足の部分も含まれます。

※2 縦を横にして使用することも自由です。

3. 掲示枚数

選挙の種類ごとに定められており、事務所ごとに通じて2枚を限り掲示することができます。

※ 「通じて2枚」というのは、立札、看板の類を合わせて2枚ということです。

4. 証票

それぞれの選挙を管理する選挙管理委員会から交付を受けた「証票」を貼ったものに限り掲示できます。

※ 当該選挙の期日の告示日の前に掲示したものであれば、選挙の間中も掲示しておくことができますが、選挙期間中に新たに掲示することはできません。

5. 証票の申請手続等

(1) 平戸市長又は平戸市議会の議員の選挙の公職の候補者等若しくは後援団体が証票の交付を受けようとするときは、それぞれ所定の申請書を郵便等によることなく、平戸市選挙管理委員会(以下「委員会」という。)に提出してください。(様式25号、26号)

(2) 証票の交付を受けた者は、申請書に記載された事項に異動があったときは、速やかに所定の異動届により委員会に届け出てください。(様式27号)

(3) 証票を紛失し、又は破損等したためその再交付を受けようとするときは、所定の再交付申請書を、郵便等によることなく、委員会に提出してください。(様式28号)

(4) 証票の有効期限は、交付の日から3年間です。証票の有効期限経過後においては、立札看板等は掲示できません。

(5) 証票の有効期限経過後においても引き続き立札看板等を掲示するときは、当該期限までの間に証票の交付の申請をしてください。(様式25号、26号)

(6) 証票は、立札及び看板の類の表面の見やすい箇所に貼ってください。